

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年10月4日（平成28年（行情）諮問第609号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（行情）答申第68号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計163頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月13日付け大局調査一第236号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙に掲げる部分の開示等を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、次のとおりである。

（1）審査請求書

ア

（ア）別紙の1（1）の部分について

法人名は同じ処分の何ヶ所かで開示されている。同じ法人名の単なる見出しが同じ文書で開示と不開示に分かれるのはおかしい。

事業年度・単位はそれだけで不開示理由に該当しない。

（イ）別紙の1（2）の部分について

この部分は「算入」の文字が事業年度の月数を記載しているにすぎず、不開示理由に該当しない。

イ 理由書だけでは、どのような部分がなぜ不開示理由に該当するか具体的に理解することが困難である。理由に透明性・具体性がない処分は無効である。

（2）意見書

ア 日付・期間について

審査請求人が開示を求めた日付・期間については諮問庁の指摘した誤りはあるのかもしれない。開示文書は頁の記載がなく、ホッチキス等によりつづられていなかったため、請求人がつづる過程で順序を誤り、又は枚数を誤った可能性はある。又、日付・期間についての請求は例示で、マスク部分については言及していなかった。

そこで審査請求人は直接開示を求めた枚数に限らず、日付・期間を記載した部分についてはマスコミ報道などで周知のものとなった部分が多いこと、本件については日付だけで法人の利益を害するおそれはないと考えることから請求内容を全日付・期間について全面開示を求めることに変更する。

イ 行政文書の名称開示とヴォーン・インデックスの主張について

(ア) 過去の類似案件に係る答申例について

審査請求人が過去に行った不開示処分等に対する審査請求で審査会からなされた「26行情104」答申を引用する。

「2 不開示理由の提示について

(1) 当審査会において、本件開示請求に係る行政文書開示決定通知書（以下「通知書」という。）を確認したところ、「不開示とした部分とその理由」欄には、「氏名、住所など特定の個人を識別できる情報が記録されており、法5条1号に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。法人等の情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法5条2号イに該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。審査請求人及びその関係者に関する情報であって、公にすることにより、国税不服審判所の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されており、法5条6号本文に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。」と記載されているにとどまる。

(2) そもそも、行政機関の長は、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求され、当該行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知を書面により行わなければならない。また、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重と公

正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにある。この通知において提示すべき理由としては、開示請求者において、どのような情報が法5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかについて、その根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示とする根拠規定の条項を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合を除き、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。そこで、本件対象文書の見分結果を踏まえて検討するに、本件対象文書は131頁の大部にわたる文書であり、不開示部分をみると、語句ないし行単位で個別に不開示とされ、かつ、複数の不開示理由により不開示とされている。それにもかかわらず、通知書には、各不開示部分を特定する記載はなく、文書の種類、性質等とあいまって審査請求者が不開示部分を特定することも困難である。さらに、理由の提示においては、各不開示部分につき、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれに該当するのかが明示されていない上、そもそも上記各号の条文をほぼそのまま引用しているにとどまり、上記各号に該当すると判断した具体的理由についても示されていない。

- (3) 当審査会の過去の答申においては、原処分の理由の提示が不十分な場合であっても、理由の提示の不備の程度等を考慮して、原処分を違法として取り消すべきとまではしなかった例もあるが、本件については、上記(2)のとおり、処分庁が本件対象文書のどの部分をどのような根拠で不開示としたのかが開示請求者に全く明らかとならず、理由提示の趣旨に照らして、不備の程度が甚だしく、もはや理由の提示の要件を満たさないものといわざるを得ない。したがって、原処分は、法9条1項及び2項並びに行政手続法8条に違反しているものと認められるので取り消すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。」—以上で引用終了

上記答申の基となる文書と本件該当文書とは諮問庁の同一の課税処分に関係する文書であり、類似性が予感されることから、より詳しい不開示説明を求めるものである。

特に不開示理由1と不開示理由2が混在するページについて行や文字数でどちらの理由かはっきりさせていないことは問題である。

(イ) 行政文書名について

諮問庁の「不開示とした部分とその理由」に記載があるもので文書名の記載があるものは、諮問庁が作成した文書ではなく諮問庁が納税者から取得した文書である。文書名の記載がない部分のうち、行単位でマスキングされたものは、諮問庁が取得したレターなどの文書もあると予想されるが、126枚目のように行区分でマスキングすることなく、全面マスキングのある文書は諮問庁が作成した文書が含まれる可能性がある。例えば調査官の報告などがそれに当たる。同じ課税処分に係る本件対象文書とは異なる裁決書などの行政文書では、諮問庁の判断等が多く含まれておりそれらはさまざまな形で公表されていることは指摘しておいた。諮問庁は公知の内容すら開示していない可能性がある。

また、133、134枚目には「の請求書」、「のメール」という手書きの記載が開示されている。諮問庁が追加作成した内容と思われるが、この程度の内容は他にも記載されているものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年5月13日付け大局調査一第236号により、本件対象文書には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当すること及び④税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損

なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、同号イに該当することを不開示の理由として、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおり、処分庁の「不開示とした部分とその理由」のうち、1枚目4、9（29頁の誤りと思われる。）、72頁を除く部分及び2枚目6枠までについて、法人名・事業年度・単位の開示を求める、また、個別的に28枚目（同様43枚目、62枚目、74枚目（71枚目の誤りと思われる。）、82枚目）の24欄に記載された二文字、1以外の部分については、行政文書の名称等を明らかにした上で、各頁、各段落毎に抽象的・一般的な内容と具体的な不開示理由を対応記載することを求める、その上で不開示の理由があるかどうか審査請求人が判断することになると主張していることから、本件対象文書を見分し、原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において不開示とした部分には、特定個人の氏名が記載されており、原処分において不開示とした部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

（2）法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、特定法人の申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。

原処分において不開示とした部分には、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

したがって、原処分において不開示とした部分を開示することにより、特定法人の秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、原処分において不開

示とした部分は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分において不開示とした部分は、特定法人から提出された申告書や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等であり、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

これらの情報を公にすることとした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 同年11月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年5月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、原処分においては、このうち計163頁の文書（本件対象文書）について、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、結局のところ、本件不開示部分は不開示情報に該当しないとして、原処分の取消しを求めているものと解される。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件

対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求に関する文書であり、①1頁目ないし95頁目は、特定法人の課税所得の計算過程等に係る資料、②96頁目ないし163頁目は、特定法人の特定の取引に関して国税当局が収集した資料であると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、これらの資料に記載された情報は、特定法人のプレスリリースや新聞報道等の開示情報において公表されていないものと認められた。

(3) 1頁目ないし95頁目について

本件不開示部分のうち、本件対象文書の1頁目ないし95頁目に記載された情報は、特定法人のウェブサイトで公表している情報や新聞報道等の開示情報と照合しても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であり、特定法人等の取引内容等に係る個別具体的な情報、かつ、特定法人等において事業上秘匿すべき情報であって、これを公にした場合、具体的な取引や内部管理状況等の一端が明らかとなるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

(4) 96頁目ないし163頁目について

本件対象文書の96頁目ないし163頁目は、特定法人の特定の取引に関して国税当局が調査過程で収集等した資料である。

本件不開示部分のうち、これらの資料に記載されたものは、特定法人のウェブサイトで公表している情報や新聞報道等の開示情報と照合しても、特定すること又は容易に推測することはできないものであり、国税当局が、どのような視点で税務調査を行い、資料等を収集したかなど、税務調査の着眼点及び範囲等の情報であって、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものといえる。

そうすると、これを公にした場合、一部の納税者が調査手法を予測し、証拠書類の破棄・隠匿を行ったり不正計算の巧妙化を図ることなどにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるから、法5条6号イに該当すると認められる。

(5) 以上のことから、本件不開示部分は、法5条2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(2)イのとおり、原処分の理由の提示

に不備がある旨主張しているものと解されるが、原処分の内容は、審査請求人が引用している答申の事案のそれとは多分に異なるものであり、原処分にこれを取り消すべき瑕疵があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示決定通知書上、本件対象文書の一部の名称につき「ー」と表記されているが、表題が付されていない、又は表題を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を要約・抽象化して記載する方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあるのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（審査請求人が開示等を求める部分）

1

（1）処分庁の「不開示とした部分とその理由」のうち，1枚目4，9，7
2頁を除く部分及び2枚目6枚目までについて，法人名・事業年度・単位
の開示を求める。

（2）また，個別的に28枚目（同様43枚目，62枚目，74枚目，82
枚目）の24欄に記載された二文字

2 1以外の部分については，行政文書の名称等を明らかにした上で，各頁，
各段落毎に抽象的・一般的な内容と具体的な不開示理由を対応記載するこ
とを求める。

その上で不開示の理由があるかどうか審査請求人が判断することになる。